

文京区議会会議規則の一部を改正する規則（案）

文京区議会会議規則（昭和三十一年十一月文京区議会議決）の一部を次のように改正する。

第二条中「出産」の下に「育児」を加え、「家族の看護又は介護」を「看護、介護、配偶者の出産補助」に、「正当な」を「やむを得ない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（説 明）

出産のための会議欠席の規定等を整備するため、本案を提出いたします。